

## 令和7年度 学校法人ワタナベ学園 情報公開

- 1 寄附行為
- 2 役員等の報酬及び旅費に関する規程
- 3 役員・評議員名簿
- 4 令和6年度 監査報告書
- 5 令和6年度 事業報告書
- 6 令和6年度 決算報告書・財産目録

学校法人ワタナベ学園  
寄 附 行 為

令和7年4月1日

# 学校法人ワタナベ学園寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人ワタナベ学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県吉川市保1丁目21番地7に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことにより健全な人材を育成すること、児童福祉法に基づき、幼児が心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校及び保育所を設置する。

- (1) 越谷保育専門学校  
    専門課程
- (2) 吉川福祉専門学校  
    専門課程
- (3) 幼稚園型認定こども園吉川幼稚園
- (4) 幼保連携型認定こども園越谷さくらの森
- (5) 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森
- (6) 幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森
- (7) 幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園
- (8) 幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園
- (9) 保育所型認定こども園吉川さくらの森

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 損害保険代理業
- (3) 教育、学習支援業

### 第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
  - (2) 監事 2名
- 2 この法人に、評議員12名以上13名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。
- 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事・評議員選任委員会とする。

- 2 この法人の理事選任機関の構成員は、理事3名、評議員3名とする。
- 3 理事選任機関の構成員のうち、理事は理事会、評議員は評議員会の決議によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、3年とする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第12条第1項及び第38条第1項に定める決議はこの限りでない。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第5項に規定する者をいう。以下この項及び第31条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任

機関を招集しなければならない。

- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会運営規程で定める。

## 第4章 理事会及び理事

### 第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長及び園長のうちから理事選任機関において選任した者 2名
  - (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 6名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が8名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の定年)

第11条 前条に規定する理事は、任期満了前であっても定年に達したときは理事の職を失うものとする。

2 理事の定年については、別に定める。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の構成員総数の4分の3以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第13条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

## 第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第14条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第15条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときは、理事総数の4分の3以上の決議とする。

3 理事長の推薦に基づき、理事（理事長を除く。）のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第18条 理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第3節 理事会の運営

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第20条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第31条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決 議)

第21条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) この法人の合併

(4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(5) 第71条第1項各号に定める書類（事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録）の承認

(6) 基本財産の処分

(7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

(9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第22条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第50条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えておかななければならない。

## 第5章 監事

### 第1節 選任及び解任等

#### （監事の選任）

第24条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

#### （監事の資格）

第25条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

#### （監事の任期）

第26条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

#### （監事の定年）

第27条 前条に規定する監事は、任期満了前であっても定年に達したときは監事の職を失うものとする。

2 監事の定年については、別に定める。

(監事の解任及び退任)

第 28 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 29 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数（定数 2 名の場合、監事の総意）の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 30 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるもの（定数 2 名の場合、監事の全員）が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

## 第2節 職務等

### (監事の職務)

第31条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに埼玉県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

### (調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 33 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## 第 6 章 評議員会及び評議員

### 第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第 34 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事・評議員選任委員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 4 名
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から選任した者 3 名以上 4 名以内
  - (3) 学識経験者のうちから選任した者 4 名以上 5 名以内
- 2 前項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が 1 2 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 第 7 条第 2 項から第 5 項及び第 8 項の規定は評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「理事選任機関」とあるのは「理事・評議員選任委員会」と読み替えるものとする。その他、法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事・評議員選任委員会運営規程において定める。

(評議員の資格)

第 35 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の 2 人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

第 36 条 評議員の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の定年)

第 37 条 前条に規定する評議員は、任期満了前であっても定年に達したときは評議員の職を失うものとする。

2 評議員の定年については、別に定める。

(評議員の解任及び退任)

第 38 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事・評議員選任委員総数の 4 分の 3 以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

## 第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 39 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 40 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
  - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
  - (5) 収益事業に関する重要事項
  - (6) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
  - (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (8) 寄附金品の募集に関する事項
  - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
  - (3) 合併

（理事の行為の差止めの求め）

第 41 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 33 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第 42 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによつてこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理

事の責任を追及する場合には監事) に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 第3節 評議員会の運営

(開 催)

第43条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第44条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
  - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
  - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第45条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、埼玉県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に

限る。)により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第46条 第31条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第44条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第47条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第48条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決 議)

第49条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第50条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及

び出席した監事が署名若しくは記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第51条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

## 第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第52条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事3名、評議員3名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

## 第8章 会計監査人

### 第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第 53 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 54 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 55 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 56 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠損を生じた場合の措置)

第 57 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

## 第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第58条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第59条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第60条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 61 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

#### (責任の免除)

第 62 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

#### (責任限定契約)

第 63 条 理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円を限度としてあらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

## 第 10 章 資産及び会計

(資 産)

第 64 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 65 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 66 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 67 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 68 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 69 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）

及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第70条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第71条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第72条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第78条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることがで

きる。

(資産総額の変更登記)

第73条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

## 第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第74条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、埼玉県知事に届け出なければならない。

## 第12章 解散及び合併

(解散)

第75条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 埼玉県知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第76条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 77 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

## 第 13 章 補 則

(情報の公表)

第 78 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第 79 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 80 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	渡 辺 哲 夫
理 事	岩 水 昶
理 事	大久保 伝 蔵
理 事	和 田 富 起
理 事	阿 部 恒 保
理 事	渡 辺 淑 恵
監 事	中 村 清 四 郎
監 事	横 山 武

2 この法人の設置する幼稚園の卒業者のうち、5人以上の者が年令25年に

達するまでの間は、第23条の規定の適用については、同条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で25年以上の者」とあるのは、「この法人の設置する幼稚園の園児の保護者」と、同条第2項中「第1号」とあるのは、「第1号及び第2号」と、「この法人の職員の地位を退いたときは」とあるのは、「この法人の職員の地位を退いたとき、又はこの法人の設置する幼稚園の園児の保護者でなくなったときは」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和44年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和47年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和48年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和48年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和49年8月21日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和51年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和52年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和53年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和55年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和58年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和59年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和59年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和60年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成4年2月10日から施行する。

附 則

- 1 平成5年8月30日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成5年8月30日から施行する。
- 2 この寄附行為第4条第1項第3号の校名は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成5年11月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 この寄附行為第4条第1項第4号の校名は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成7年5月25日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

- 1 平成10年5月19日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成10年5月19日から施行する。

附 則

- 1 平成11年7月21日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

- 1 平成12年4月6日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成12年4月6日から施行する。

附 則

- 1 平成16年3月31日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成17年3月14日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成18年2月13日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成19年4月23日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

- 1 平成21年4月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、

平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成22年4月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成22年9月30日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

- 1 平成26年3月31日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為第4条第2号の校名は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 平成30年4月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成31年3月29日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

- 1 令和2年3月4日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和4年4月1日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和6年1月30日埼玉県知事認可のこの寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和6年12月20日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の日以後に任期が満了するものの任期については、

その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

# 役員等の報酬及び旅費に関する規程

令和7年4月1日

## 学校法人ワタナベ学園役員等の報酬及び旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人ワタナベ学園寄附行為第58条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

### (報酬及び旅費の支給)

第2条 理事が次に定める業務を行ったときは、当該理事に報酬及び旅費を支給することができる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 理事・評議員選任委員会
- (3) 学園が出席を要請した会議

2 監事が次に定める業務を行ったときは、当該監事に報酬及び旅費を支給することができる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監査の実施
- (4) 学園が出席を要請した会議

3 評議員が評議員会及び理事・評議員選任委員会に出席したときは、当該評議員に報酬及び旅費を支給することができる。ただし、この学園の教職員である評議員には、報酬は支給しない。

4 役員等が学園から出席を要請された行事に出席したときは、当該役員等に旅費を支給することができる。

5 報酬及び旅費の支給は、通貨で本人にその全額を支給する。ただし、本人の同意を得たときは、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金又は、貯金の口座への振込にすることができる。なお、支給日については、原則第1項から第4項で定める業務を行った日又はその請求のあった日の翌月25日払いとする。

6 前項において報酬及び旅費を支給したときは、源泉所得税を控除する。

### (報酬等の額)

第3条 報酬及び旅費の額は、別表のとおりとする。

### (規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

### 附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年10月25日施行「役員手当等支給内規」及び平成13年8月1日施行「評議員会手当等支給内規」は令和2年3月31日付をもって廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

## 役員等の報酬及び旅費の額（1日につき）

区 分	業務内容	報酬(円)	旅費(円)
学内理事	理事会等の会議への出席	5,000	旅費規程を適用
	学園から出席を要請された行事への出席		旅費規程を適用
	理事・評議員選任委員会		旅費規程を適用
学外理事	理事会等の会議への出席	20,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
	理事・評議員選任委員会	(2,000)	(3,000)
監 事	理事会又は評議員会等の会議への出席	20,000	3,000
	監事監査の実施	20,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
学内評議員	評議員会等の会議への出席		旅費規程を適用
	学園から出席を要請された行事への出席		旅費規程を適用
	理事・評議員選任委員会		旅費規程を適用
学外評議員	評議員会等の会議への出席	15,000	3,000
	学園から出席を要請された行事への出席		3,000
	理事・評議員選任委員会	(2,000)	(3,000)

備考 報酬及び旅費は、源泉所得税等を控除する。

理事・評議員選任委員会の報酬等は、同日同所で理事会または評議員会に出席したときは、支給しない。

# 学校法人ワタナベ学園

## 役員・評議員の概要

定員数：理事8名、監事2名、評議員12～13名

令和7年6月9日現在

	役職名	氏名	学内・学外	就任年月日	学内役職
1	理事長	美入 昌男	学内	R5.4.1	学校法人ワタナベ学園 学園長 越谷保育専門学校学校長
2	理事	高橋 和子	学内	R3.4.1	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園みさとさくらの森園長
3		丸山 一男	学内	H13.6.21	学校法人ワタナベ学園 経理・管財室長
4		渋谷 るり子	学内	R5.4.1	学校法人ワタナベ学園 越谷保育専門学校学科長
5		齋藤 ゆかり	学内	R5.5.29	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園越谷さくらの森園長
6		関 正晴	学外	R2.4.1	
7		牧野 文隆	学外	R6.4.1	
8		狩野 浩二	学外	R6.4.1	
1		監事	舛巴 啓二	学外	R2.4.1
2	澤田 裕二		学外	R5.4.1	
1	評議員	一郎丸 恵一	学内	H26.4.1	学校法人ワタナベ学園 学務室副室長
2		小黒澤 清美	学内	H26.5.28	学校法人ワタナベ学園 保育所型認定こども園吉川さくらの森副施設長
3		荒井 一美	学内	R5.4.1	学校法人ワタナベ学園 幼稚園型認定こども園吉川幼稚園長
4		宮川 理香	学内	R6.4.1	学校法人ワタナベ学園 幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森副園長
5		宮崎 大輔	学外	R7.5.9	
6		内保 亘	学外	R7.5.9	
7		小野 真理	学外	R7.5.9	
8		海岡 良平	学外	R7.5.9	
9		青木 健司	学外	H29.4.1	
10		本間 寛隆	学外	R5.4.1	
11		野口 和幸	学外	R6.4.1	
12		豊田 正一	学外	R7.5.9	

# 監査報告書

令和7年5月22日

学校法人 ワタナベ学園  
理事会 御中  
(評議員会 御中)

私たちは、旧私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため学校法人ワタナベ学園の令和6年4月1日から令和7年3月31日に至る会計期間の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について学校法人監事監査基準等（一般財団法人大学監査協会2019年11月14日改定）に準拠し、監査を実施しました。

上記期間に係る業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況については、次に記載する事実を除き不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

- 1 上記期間に係る決算において、第二次予算（令和7年3月24日評議員会・理事会承認議決）を超過した支出及び計上がなされている事実が確認されました。  
なお、上記第二次予算に係る予算書は、私立学校振興助成法第14条4項に基づき、速やかに監督官庁に提出する必要がありますが、監査部現在、提出されておりませんでした。
- 2 予算に係る執行管理が、事実上、行われていませんでした。

以上

補足

上記監事監査基準等の14頁「(2)監査方法の事例 才」では、「予算に不備等がある場合には補正予算を組み、より実態に即した予算統制がなされているかについて検証する」とされていることから、上記1の予算超過支出等について、補正予算を組むことを求めたが、応じられなかったため、本件報告に至ったものです。

監事

科巴啓二 

監事

澤田裕二 

2024年度（令和6年度）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

# 事業報告書

学校法人 ワタナベ学園

## 2024年（令和6年）学校法人ワタナベ学園事業報告

理事長 美入昌男

概ね、令和6年度ワタナベ学園学園全体として、順調に推移し、教育諸事業等も円滑に終えることができました。

まず初めに、私立学校法（以下私学法という）改正にともない、令和7年4月より、寄附行為が変更・施行するにあたり、新たな本学園の未来を築くため、理事会・評議員会で協議を数回重ねてまいりました。令和6年12月20日埼玉県知事の寄附行為が変更の認証を受けました。

また令和6年度で、すべての園が認定こども園となりました。

さらに、本部内では、3室長を令和5年度までひとりが兼務していたが、令和6年度から兼務せず、3室長3人体制となった。室長会議を適宜開催し、学園の諸課題に、報告連絡相談を行い、より業務が明確に、円滑に進むようになった。

今後も、本学園が持続可能な法人として、超少子高齢社会が進む中、以下の課題に真摯に取り組めます。

- 1 学生・園児の確保
- 2 校舎等の老朽化対策（将来構想・適正な規模等）
- 3 教職員の確保・人材(財)育成
- 4 人事異動
- 5 黒字経営

本学園の園児、学生、所属職員の一人一人の well-being（持続的な幸福）の実現を願い、永く働きやすい職場づくりと、本学園の諸教育活動、保育活動等を推進してまいります。

## 総務室 事業報告

総務室長 飯塚美樹

### 1 私学法改正に伴う寄附行為の変更

令和7年4月から施行される「改正私立学校法」に伴い、本学園寄附行為の変更を行うとともに、円滑な新体制への移行準備を進めてきました。新しい私学法では、本学園は「大臣所轄学校法人等」に該当することから、より一層のガバナンス改革が求められることになるため、各種規程等の見直しを行うなど内部統制システムの整備を検討しました。

### 2 規程及びルール等の整備

ガバナンスの基本となるのは、本学園での様々なルールが周知徹底され、正しく実行されることです。しかも、そのルール自体が合理的かつ納得性のあるものでなければ意味がありません。そのため、令和6年度は、人事・給与委員会を12回開催し、法令遵守とコンプライアンスを重視する方針の下、時間外労働の扱いや労働契約等については曖昧な表現を避け、現在の法令に沿った内容に変更しました。

また、社会保険労務士による「ハラスメントについて」の研修会を実施し、全教職員がコンプライアンスの重要性を認識することができました。

### 3 経費の削減等

慣例的に支給されていた経費を見直すことで、学園全体の人件費削減を図りました。特に通勤手段による通勤交通費を見直すことで、大幅な経費削減を実現するとともに、人件費として計上されていた現物駐車場代を他科目に変更するなど、それに伴う社会保険料（私学共済掛金）や労働保険料を抑制することができました。

### 4 教職員の現状報告

令和6年度の教職員の状況は以下の通りです。

教職員数	・・・214名（教員169名、職員45名 週20時間以上）
平均年齢	・・・42.9歳（令和5年度 41.7歳、令和4年度 40.9歳）
育児休業取得者	・・・11名（産前産後休暇取得後 100%取得）
介護休業取得者	・・・2名
障害者雇用	・・・法定雇用人数在籍
離職率	・・・5.14%

（参考：厚労省 令和5年雇用動向調査 産業別離職率 教育・学習支援業 14.9%）

### 5 今後の取組みについて

我が国では18歳人口の減少が問題視される中、少子高齢化がますます進み、確実に人口減少社会が到来します。本学園においても、人口減少は学生数や園児数に大きく影響を及ぼし、収入減は避けられないものと思われます。一方、本学園の教職員は年々増加傾向にあり、平均年齢も上昇傾向にあることから、今後の法人経営、事業の継続にとって、人事戦略は大変重要な課題であることは間違いありません。引続き業務等の改善、聖域のない様々な見直しを行い、健全で安定的な学園運営に寄与したいと考えます。

少子化で入学（園）者数が入学（園）定員を下回る「定員割れ」問題が深刻化しており、今後経営が悪化する学校法人が相次ぐことが予想される。各学校法人の努力や工夫で乗り越えるのが困難なほどの状況になりつつあり、理事会は、本学園の施策に優先順位をつけ、教職員をはじめ利害関係者に分かりやすく伝える責任がある。

学校法人及び本学園を取り巻く厳しい経営環境（時代認識）を背景に、「財務」について、2024（令和6）年度の事業報告を示すものである。

#### 1 適切な会計処理に向けての対応について

本学園の会計処理の前提として、経理規程等の規律を遵守すること並びに適切な情報提供及び学内研修を主催し、専門学校及び認定こども園の事業を支援した。

その結果、小口現金精算（取扱）に関する会計処理について、複数の問題点が判明し、実態調査を実施した。これを踏まえ、各経理単位の運営の実態（教育・保育と管理業務との調整）と会計の原則（小口現金と帳簿残高一致の原則）の調整を図る観点から、各業務の実態を勘案して、解決方法を提案した。

また、法人業務運営の透明性と公平性を確保するため、金銭取扱いに関する細則の一部を変更した。

#### 2 学校法人の予算制度の考え方を踏まえ、本学園特有の財政構造との調整について

学校法人の予算制度に関する報告（昭和47年3月16日 学校法人財務基準調査研究会）が示す考え方は、現下の本学園の財政構造において、補正を要する。すなわち、「学校法人の健全な維持と発展は、長期的な観点にもとづく財政計画ないし予算の整備を欠いては合理的な実現が困難である。」との指針は共通の考え方としながら、平成29年度決算以降、経常費等補助金の内、施設型給付費が、学生生徒等納付金を上回り、主要な財源となり、学外的な要因（公定価格単価表の変更や人事院勧告分の給与改定の可能性、期末の精算金の確定など）不確実な収入構造への対応とこれに対する学内的な要因（加算項目の変更や人件費の増額又は減額）を踏まえ、補正予算をもって対処した。

また、施設整備等計画の実施基準（優先順位）（「緊急性」の考え方）について、確認と再評価をして、現行の施設整備等計画の実施基準（優先順位）を確認するとともに、再基準の設定も考慮して、現在及び将来の財務基盤の確立との調整を図った。

なお、2024（令和6）年度「子ども・子育て支援教育・保育給付費精算・返納一覧」は、各行政の対応が一貫していないことから、補正予算の段階では、収入計上とはなり得ないと解し、期末整理事項とした。

### 3 資産運用（定期預金等）の弾力的な運用について

日本銀行は、令和6年3月異次元緩和を解除し、6月には、国債買い入れの減額を定め、さらに7月には政策金利を0.25%へ、令和7年1月、0.50%に引き上げたことを背景に、金融機関は定期預金金利の引上げに動いた。

これにより、さらに金融機関が定期預金金利を引き上げる可能性もあるが、運用益を期待しつつ、法人全体の資金需要と調整し、短期の資産運用を図った。

なお、将来の設備投資に要する資金を担保するために、減価償却引当特定資産を計上し、これを原資に短期の運用を図った。

また、債券購入の環境が整ったことから、短期の既発の債券（地方債）を購入し、短期の運用を図った。償還時、1,569,000円の償還差益が期待される。

### 4 法人業務の効率化について

法人業務の効率化は避けられない。本学園の業務上の利便性と確実性を担保するため、各種システムの導入は、必須であると考え、経済的な削減とともに、併せて業務上の事務処理の負担軽減を図ることが最善の選択であると考え。

日進月歩の業務システム導入後、業務上の事務処理（労務費）が過重となることは、むしろ人件費の効率的な運営上改善を要することから、総合的な経費の削減と業務の効率化を図る必要がある。

経済性を重視して給与システムと会計システムの見直しを行った。しかし、導入後の会計システムについて、従来の会計システムに比して、通常の会計処理上の過重な事務処理を要し、併せて、複雑な消費税の計算上の事務処理が負担増となることが判明した。

会計システム上の問題点は、会計処理を踏まえ、消費税の申告手続き上、過重な事務処理を伴いことから、人件費の効率的な運営上、その再度見直しを図った。

これにより多額の支出を伴い、新システムを導入後の事務負担を予想し得なかったことは、検討が不十分であり、今後の反省も踏まえ、複数年を要して、経費の削減を予定する。

また、2024（令和6）年1月1日から、電子データで受け取った電子取引について、電子帳簿保存法による対応が義務化となった。適切に電子帳簿保存法に対応するために真実性を確保する観点から、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を整備した。

### 5 今後の取組みについて

各専門学校及び各認定こども園の教育事業の達成目標上、予算上の要求は財政健全化との調整が求められる。3室がそれぞれの役割を自覚しつつ、牽制機能も必要であり、このことは学校法人の経営難が表面化していることから、各専門学校及び各認定こども園の創意工夫も限界であり、所要の情報と提案を行う。

## 学務室 事業報告

学務室長 久田晴實

I 魅力的で持続可能な学園とするためには、充実した教育・保育活動が必要である。それによって、初めて地域に信頼され、選ばれる学園にすることができる。学務室は充実した教育、保育活動の実現のため専門学校と認定こども園をサポートしてきた。その成果を専門学校と認定こども園の事業報告から抜粋する。

### II 専門学校の事業報告

#### 1 地域から選ばれる魅力的な専門学校とするための取り組み

**共通** 学校関係者評価実施／学校情報の公開／職業実践専門課程／大学等における修学支援

**保専** 保育祭／保護者会／授業連携「連凧」／地域活動

**吉福** 吉福祭／国試合格率向上／常時授業公開

#### 2 入学生確保のための取り組み

**共通** 学校案内作成／高校連携（訪問・出前講義・説明会参加・オープンキャンパス）／職業訓練生の受入れ

**吉福** 動画配信／出身者情報（ビデオレターなど）

#### 3 保育や介護の現場で活躍する人材を育成するために

**共通** 実習施設との連携

**保専** 実習の充実

**吉福** 外部指導講師導入／実習事後指導／研究発表会

#### 4 教育課程の編成と見直し

**共通** 講師会／教育課程編成委員会開催

**保専** 指導大学指定教員養成機関指導委員会開催

#### 5 卒業と就職

**共通** 就職説明会／卒後状況調査（訓練生）

**保専** 中途退学対策／全教員による就職先訪問

### III 認定こども園の事業報告

#### 1 子どもたちの成長を促す保育の取り組み

**吉幼** 表現力に着目／お泊まり保育

**越さ** 「いのち」「しぜん」の大切さに触れる

**みさ** 主体的で対話的で深い学び

**戸頭** 健康、交わり、探求、表現を大事に／子どもの主体的遊びを中心に

**霞幼** 歌声タイム／個に応じた支援／コンサート実施／園歌制定／グランドピアノ寄付受け入れ

**柏ひ** 丁寧な保育／夏期プールの活用

吉さ 異年齢保育

2 全職員協働意識の醸成のための取り組み

吉幼 療育支援機関（学外）との連携を図り、教育・保育方法を工夫した

越さ アンケート実施からやる気につなげる

みさ 職員の協力で勤務調整実施

3 働き方改革の取り組み

吉幼 帰宅時間が早くなった

柏ひ 専任職員の協力があり助けられた。（一部の教員に負担がかかることも）

4 園児募集・子育て支援の取組み

① プレイルーム（みさとさくらの森は出張プレイルーム実施）、子育てサロン（育児相談等）、入園説明会の実施 全園

② 2歳未就園児保育（有料）の実施 みさ 霞幼

5 その他（特記される事項）

① 幼保小連携推進 全園

② 欠食 給食費返金廃止 みさ 戸頭

#### IV 学務室の総括

園長会・校長会の運営、入園案内作成・ホームページの更新、卒業生の諸証明書発行、業務委託等契約業務、園児傷害・賠償保険手続き、学費管理、自治体への諸申請・届出・報告業務、生徒募集（専門学校）、研究・研修費補助制度の運用、処遇改善等加算支給額等調整など

1 決算整理（認定こども園の台帳と元帳との照合に膨大な事務量が発生した。）

台帳⇒園児の在籍状況、保護者負担額の管理（園が作成）

元帳⇒入出金の状況を会計システムに入力した結果（経理担当が作成）

2 学則、園則変更等の概要

保専 教員養成機関の教職専任教員の変更承認申請（文部科学省）

吉福 入学金等増額、介護実習に係る単位計算方法の見直しに伴う学則変更

吉幼 利用定員、給食費増額に伴う園則変更

越さ 給食費増額に伴う園則変更

みさ 利用者負担その他の費用（給食費増額含む）の見直し等に伴う園則変更

霞幼 預かり保育時間の見直しに伴う園則変更

吉さ 役職の廃止（認定こども園長）に伴う園則変更

3 認定こども園の登降園と学費を一システムで管理する入替えを検討

4 研究・研修費補助制度の見直し（継続）

## V 今後の取組み

### 1 教育保育活動の充実

学校法人としての運営の根本は教育・保育の活動の充実である。学園がなんのために存在するのかとの問いを自らに向ける必要がある。選ばれる専門学校、選ばれる認定こども園となるための努力が必要であり各校、各園の魅力の創造に取り組むことが重要である。まとめれば以下の枠のようになる。

①教育・保育活動の充実→②在校生、在園児の満足→③保護者、家族の満足  
→④地域の評判・信頼→⑤進学希望、入園希望の増加→①へ

専門学校部門では2校の卒業生はいずれも卒業時に国家資格を取得する。卒業すれば社会を支える人材になれることが両校の魅力となる。これからの社会を支える有為な人材を輩出し、信頼される専門学校になっているのが大事である。

認定こども園部門では保護者から信頼され、社会から期待される認定こども園になっているのか。社会の次の担い手である幼児の健全な成長を見守り育む認定こども園であるのか。それぞれの認定こども園が魅力的であると思ってもらえるよう、不断に問い続けながら、教育保育活動の充実を目指す。

特に順不同で留意点を上げる。

- 1 生徒、園児の安心安全な教育、保育環境の整備をはかる。
- 2 全ての専門学校、認定こども園で職員へコスト意識の醸成を促し、支出超過の解消のためのコストカットに取り組む。
- 3 専門学校や認定こども園の直面する課題や効果の上がった取り組み等を紹介、共有し、学びあう意識を高める。複数の学校、認定こども園を持つ学園のメリットを生かし、教育、保育活動の充実をはかる。

令和6年度

財務計算に関する書類

学校法人ワタナベ学園

# 資金収支計算書

令和 6年 4月 1日 から  
令和 7年 3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	234,965,725	236,442,940	△ 1,477,215
授業料収入	78,575,400	78,501,600	73,800
入学金収入	12,477,500	13,477,500	△ 1,000,000
施設設備資金収入	24,900,000	24,900,000	0
実験実習費収入	13,515,000	13,746,000	△ 231,000
その他の学納金収入	3,620,000	3,620,000	0
基本保育料収入	43,264,510	43,430,760	△ 166,250
特定保育料収入	58,613,315	58,767,080	△ 153,765
手数料収入	2,535,300	2,479,850	55,450
入学検定料収入	1,988,000	1,905,000	83,000
試験料収入	392,000	423,000	△ 31,000
証明手数料収入	155,300	151,850	3,450
寄付金収入	400,000	606,741	△ 206,741
特別寄付金収入	100,000	256,000	△ 156,000
一般寄付金収入	300,000	350,741	△ 50,741
補助金収入	1,212,134,881	1,240,074,134	△ 27,939,253
国庫補助金収入	0	0	0
地方公共団体補助金収入	40,244,857	40,889,087	△ 644,230
市町村補助金収入	83,198,580	85,101,790	△ 1,903,210
施設型給付費収入	1,088,691,444	1,114,083,257	△ 25,391,813
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	158,934,543	161,705,487	△ 2,770,944
補助活動収入	125,636,799	126,999,743	△ 1,362,944
受託事業収入	33,297,744	34,705,744	△ 1,408,000
受取利息・配当金収入	706,508	706,101	407
その他の受取利息・配当金収入	706,508	706,101	407
雑収入	30,884,391	33,384,404	△ 2,500,013
施設設備利用料収入	9,823,204	10,879,056	△ 1,055,852
退職金財団交付金収入	11,011,931	11,609,600	△ 597,669
その他の雑収入	4,423,159	5,262,651	△ 839,492
過年度修正収入	5,626,097	5,633,097	△ 7,000
借入金等収入	800,000	800,000	0
前受金収入	69,520,800	71,288,300	△ 1,767,500
授業料前受金収入	33,606,000	32,465,300	1,140,700
入学金前受金収入	10,400,000	11,350,000	△ 950,000
施設設備資金前受金収入	11,880,000	11,845,000	35,000
実験実習費前受金収入	5,405,000	5,275,000	130,000
その他の前受金収入	8,229,800	10,353,000	△ 2,123,200
その他の収入	309,218,168	281,410,101	27,808,067
前期末未収入金収入	171,683,999	171,680,702	3,297
貸付金回収収入	1,000,000	1,000,000	0
預り金受入収入	132,890,869	105,141,799	27,749,070
立替金回収収入	58,630	58,630	0
仮払金回収収入	3,584,670	3,528,970	55,700
資金収入調整勘定	△ 186,295,709	△ 216,517,518	30,221,809
期末未収入金	△ 118,154,359	△ 148,376,168	30,221,809
前期末前受金	△ 68,141,350	△ 68,141,350	0
前年度繰越支払資金	509,944,006	626,227,568	
収入の部合計	2,343,748,613	2,438,608,108	△ 94,859,495

(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	1,150,451,442	1,162,624,633	△ 12,173,191
教員人件費支出	960,384,034	960,384,034	0
職員人件費支出	176,501,047	188,765,569	△ 12,264,522
役員報酬支出	1,980,000	1,291,000	689,000
退職金支出	11,586,361	12,184,030	△ 597,669
教育研究経費支出	403,869,093	390,234,007	13,635,086
消耗品費支出	29,219,334	29,530,985	△ 311,651
光熱水費支出	33,513,561	31,290,908	2,222,653
旅費交通費支出	988,873	787,364	201,509
奨学費支出	21,522,000	17,275,250	4,246,750
修繕費支出	17,879,107	21,287,195	△ 3,408,088
福利費支出	2,108,603	1,979,305	129,298
通信運搬費支出	4,453,531	4,243,212	210,319
印刷製本費支出	5,552,402	6,090,521	△ 538,119
諸保険料支出	5,949,747	5,971,555	△ 21,808
実験実習費支出	7,518,970	7,295,310	223,660
行事費支出	1,946,300	2,092,686	△ 146,386
公租公課支出	677,517	588,044	89,473
車両燃料費支出	91,000	82,973	8,027
賃借料支出	17,978,255	17,434,569	543,686
諸会費支出	3,158,680	2,576,345	582,335
報酬委託手数料支出	153,302,237	143,333,736	9,968,501
補助活動支出	94,935,712	95,755,289	△ 819,577
雑費支出	3,073,264	2,618,760	454,504
管理経費支出	46,960,139	44,342,849	2,617,290
消耗品費支出	1,150,000	1,022,976	127,024
光熱水費支出	1,636,086	1,550,672	85,414
旅費交通費支出	100,000	86,131	13,869
修繕費支出	1,000,000	666,985	333,015
福利費支出	100,000	52,727	47,273
通信運搬費支出	650,000	625,441	24,559
印刷製本費支出	12,080	12,080	0
広告宣伝費支出	11,527,885	9,933,706	1,594,179
諸保険料支出	1,440,000	1,439,961	39
公租公課支出	5,400,000	5,348,670	51,330
車両燃料費支出	142,000	137,673	4,327
賃借料支出	800,000	845,891	△ 45,891
諸会費支出	250,000	219,750	30,250
報酬委託手数料支出	20,172,000	20,006,117	165,883
渉外費支出	1,100,364	919,806	180,558
雑費支出	50,000	50,000	0
過年度修正支出	1,429,724	1,424,263	5,461
借入金等利息支出	154,019	154,019	0
借入金利息支出	154,019	154,019	0
借入金等返済支出	12,537,000	12,537,000	0
借入金返済支出	12,537,000	12,537,000	0
施設関係支出	32,755,703	40,120,863	△ 7,365,160
建物支出	11,821,820	19,669,980	△ 7,848,160
構築物支出	20,933,883	20,450,883	483,000
設備関係支出	8,120,843	7,219,247	901,596
教育研究用機器備品支出	4,163,623	3,263,433	900,190
管理用機器備品支出	2,057,220	2,057,220	0
図書支出	800,000	798,594	1,406
車両支出	1,100,000	1,100,000	0
資産運用支出	98,431,000	198,431,000	△ 100,000,000
有価証券購入支出	98,431,000	98,431,000	0
減価償却引当特定資産繰入支出	0	100,000,000	△ 100,000,000
その他の支出	271,271,238	239,266,538	32,004,700
保証金等支出	36,300	36,300	0
貸付金支払支出	1,000,000	1,000,000	0

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
前期末未払金支払支出	134,822,115	134,822,115	0
預り金支払支出	130,856,013	98,449,354	32,406,659
仮受金支出	0	2,820	△ 2,820
前払金支払支出	906,000	1,325,169	△ 419,169
立替金支払支出	58,630	58,630	0
仮払金支払支出	3,549,000	3,528,970	20,030
預託金支払支出	43,180	43,180	0
[予備費]	( 17,000,000 )		0
資金支出調整勘定	△ 68,303,951	△ 106,296,374	37,992,423
期末未払金	△ 67,390,011	△ 105,357,824	37,967,813
前期末前払金	△ 913,940	△ 938,550	24,610
翌年度繰越支払資金	387,502,087	449,974,326	△ 62,472,239
支出の部合計	2,343,748,613	2,438,608,108	△ 94,859,495

(注記)

1. 予備費 17,000,000 円の使用額は下記のとおりである。

    人件費支出

        教員人件費支出 16,652,522 円

        職員人件費支出 347,478 円

            合 計 17,000,000 円

2. 埼玉県補助金収入のうち専門学校授業料等減免費補助金 10,730,900 円

# 事業活動収支計算書

令和 6年 4月 1日 から  
令和 7年 3月31日 まで

(単位 円)

		予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	科 目			
	学生生徒等納付金	234,965,725	236,442,940	△ 1,477,215
	授業料	78,575,400	78,501,600	73,800
	入学金	12,477,500	13,477,500	△ 1,000,000
	施設設備資金	24,900,000	24,900,000	0
	実験実習費	13,515,000	13,746,000	△ 231,000
	その他の学納金	3,620,000	3,620,000	0
	基本保育料	43,264,510	43,430,760	△ 166,250
	特定保育料	58,613,315	58,767,080	△ 153,765
	手数料	2,535,300	2,479,850	55,450
	入学検定料	1,988,000	1,905,000	83,000
	試験料	392,000	423,000	△ 31,000
	証明手数料	155,300	151,850	3,450
	寄付金	972,000	998,724	△ 26,724
	特別寄付金	100,000	256,000	△ 156,000
	一般寄付金	300,000	350,741	△ 50,741
	現物寄付	572,000	391,983	180,017
	経常費等補助金	1,209,153,081	1,237,449,334	△ 28,296,253
	地方公共団体補助金	38,292,857	39,294,087	△ 1,001,230
	市町村補助金	82,168,780	84,071,990	△ 1,903,210
	施設型給付費	1,088,691,444	1,114,083,257	△ 25,391,813
	付随事業収入	158,934,543	161,705,487	△ 2,770,944
	補助活動収入	125,636,799	126,999,743	△ 1,362,944
	受託事業収入	33,297,744	34,705,744	△ 1,408,000
	雑収入	25,258,294	27,751,307	△ 2,493,013
	施設設備利用料	9,823,204	10,879,056	△ 1,055,852
	退職金財団交付金	11,011,931	11,609,600	△ 597,669
その他の雑収入	4,423,159	5,262,651	△ 839,492	
教育活動収入計	1,631,818,943	1,666,827,642	△ 35,008,699	
教育活動収支	科 目			
	人件費	1,149,965,324	1,178,219,088	△ 28,253,764
	教員人件費	960,384,034	960,384,034	0
	職員人件費	176,153,569	188,765,569	△ 12,612,000
	役員報酬	1,980,000	1,291,000	689,000
	退職給与引当金繰入額	△ 138,640	15,594,455	△ 15,733,095
	退職金	11,586,361	12,184,030	△ 597,669
	教育研究経費	495,589,851	482,742,301	12,847,550
	消耗品費	29,219,334	30,095,787	△ 876,453
	光熱水費	33,513,561	31,290,908	2,222,653
	旅費交通費	988,873	787,364	201,509
	奨学費	21,522,000	17,275,250	4,246,750
	修繕費	17,879,107	21,287,195	△ 3,408,088
	福利費	2,108,603	1,979,305	129,298
	通信運搬費	4,453,531	4,253,789	199,742
	印刷製本費	5,552,402	6,090,521	△ 538,119
	諸保険料	5,949,747	5,971,555	△ 21,808
	実験実習費	7,518,970	7,280,310	238,660
	行事費	1,946,300	2,092,686	△ 146,386
	公租公課	677,517	588,044	89,473
	車両燃料費	91,000	82,973	8,027
	賃借料	17,978,255	17,434,569	543,686
	諸会費	3,158,680	2,576,345	582,335
	報酬委託手数料	153,302,237	143,333,736	9,968,501
	補助活動費	94,935,712	95,755,289	△ 819,577
	雑費	3,073,264	2,618,760	454,504
	減価償却額	91,720,758	91,947,915	△ 227,157
管理経費	56,281,425	53,636,681	2,644,744	
消耗品費	1,150,000	1,028,642	121,358	
光熱水費	1,636,086	1,550,672	85,414	
旅費交通費	100,000	86,131	13,869	
修繕費	1,000,000	666,985	333,015	
福利費	100,000	52,727	47,273	

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動支出の部	通信運搬費	650,000	644,752	5,248
		印刷製本費	12,080	12,080	0
		広告宣伝費	11,527,885	9,933,706	1,594,179
		諸保険料	1,440,000	1,439,961	39
		公租公課	5,400,000	5,348,670	51,330
		車両燃料費	142,000	137,673	4,327
		賃借料	800,000	845,891	△ 45,891
		諸会費	250,000	219,750	30,250
		報酬委託手数料	20,172,000	20,006,117	165,883
		渉外費	1,100,364	861,914	238,450
		雑費	50,000	50,000	0
		減価償却額	10,751,010	10,751,010	0
		徴収不能額等	0	920,000	△ 920,000
徴収不能額	0	920,000	△ 920,000		
教育活動支出計	1,701,836,600	1,715,518,070	△ 13,681,470		
教育活動収支差額	△ 70,017,657	△ 48,690,428	△ 21,327,229		
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	706,508	706,101	407
		その他の受取利息・配当金	706,508	706,101	407
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	706,508	706,101	407
教育活動外収支	事業活動支出の部	借入金等利息	154,019	154,019	0
		借入金利息	154,019	154,019	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	154,019	154,019	0
教育活動外収支差額	552,489	552,082	407		
経常収支差額	△ 69,465,168	△ 48,138,346	△ 21,326,822		
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	8,607,897	9,307,897	△ 700,000
		現物寄付	0	1,050,000	△ 1,050,000
		施設設備補助金	2,981,800	2,624,800	357,000
		過年度修正額	5,626,097	5,633,097	△ 7,000
	特別収入計	8,607,897	9,307,897	△ 700,000	
	事業活動支出の部	資産処分差額	50,000	675,819	△ 625,819
		不動産処分差額	0	415,998	△ 415,998
		車両処分差額	0	2	△ 2
		その他の資産処分差額	50,000	259,819	△ 209,819
その他の特別支出		1,429,724	1,424,263	5,461	
過年度修正額	1,429,724	1,424,263	5,461		
特別支出計	1,479,724	2,100,082	△ 620,358		
特別収支差額	7,128,173	7,207,815	△ 79,642		

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
[予備費]	( 17,000,000 ) 0		0
基本金組入前当年度収支差額	△ 62,336,995	△ 40,930,531	△ 21,406,464
基本金組入額合計	△ 40,876,546	△ 37,466,121	△ 3,410,425
当年度収支差額	△ 103,213,541	△ 78,396,652	△ 24,816,889
前年度繰越収支差額	△ 1,913,444,516	△ 1,722,063,039	△ 191,381,477
基本金取崩額	0	12,638,248	△ 12,638,248
翌年度繰越収支差額	△ 2,016,658,057	△ 1,787,821,443	△ 228,836,614
(参考)			
事業活動収入計	1,641,133,348	1,676,841,640	△ 35,708,292
事業活動支出計	1,703,470,343	1,717,772,171	△ 14,301,828

(注記)

1. 予備費 17,000,000 円の使用額は下記のとおりである。  
人件費

教員人件費	16,652,522 円
退職給与引当金繰入額	347,478 円
合 計	17,000,000 円

2. 埼玉県補助金収入のうち専門学校授業料等減免費補助金 10,730,900 円

# 貸借対照表

令和 7年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,919,593,640	3,776,067,794	143,525,846
有形固定資産	3,635,420,454	3,690,117,556	△ 54,697,102
土地	1,639,845,463	1,639,845,463	0
建物	1,851,654,500	1,916,783,094	△ 65,128,594
構築物	87,403,585	75,045,010	12,358,575
教育研究用機器備品	23,507,291	25,890,641	△ 2,383,350
管理用機器備品	2,065,710	306,677	1,759,033
図書	26,520,858	25,722,264	798,594
車両	4,423,047	6,524,407	△ 2,101,360
特定資産	180,000,000	80,000,000	100,000,000
退職給与引当特定資産	80,000,000	80,000,000	0
減価償却引当特定資産	100,000,000	0	100,000,000
その他の固定資産	104,173,186	5,950,238	98,222,948
借地権	595,560	595,560	0
電話加入権	3,704,400	3,704,400	0
施設利用権	831,662	1,075,634	△ 243,972
有価証券	98,431,000	0	98,431,000
保証金	180,484	144,184	36,300
ソフトウェア	54,450	98,010	△ 43,560
預託金	375,630	332,450	43,180
流動資産	601,424,066	801,650,704	△ 200,226,638
現金預金	449,974,326	626,227,568	△ 176,253,242
未収入金	148,796,168	173,020,702	△ 24,224,534
貯蔵品	328,403	463,884	△ 135,481
短期貸付金	1,000,000	1,000,000	0
前払金	1,325,169	938,550	386,619
資産の部合計	4,521,017,706	4,577,718,498	△ 56,700,792
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	84,856,800	71,819,955	13,036,845
長期借入金	10,534,000	17,530,000	△ 6,996,000
退職給与引当金	67,052,570	51,458,115	15,594,455
長期未払金	7,270,230	2,831,840	4,438,390
流動負債	189,954,253	218,761,359	△ 28,807,106
短期借入金	7,796,000	12,537,000	△ 4,741,000
未払金	100,919,434	134,822,115	△ 33,902,681
前受金	71,288,300	68,141,350	3,146,950
預り金	9,950,519	3,258,074	6,692,445
仮受金	0	2,820	△ 2,820
負債の部合計	274,811,053	290,581,314	△ 15,770,261
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	6,034,028,096	6,009,200,223	24,827,873
第1号基本金	5,976,028,096	5,951,200,223	24,827,873
第4号基本金	58,000,000	58,000,000	0
繰越収支差額	△ 1,787,821,443	△ 1,722,063,039	△ 65,758,404
翌年度繰越収支差額	△ 1,787,821,443	△ 1,722,063,039	△ 65,758,404
純資産の部合計	4,246,206,653	4,287,137,184	△ 40,930,531
負債及び純資産の部合計	4,521,017,706	4,577,718,498	△ 56,700,792

財 産 目 録 (令和7年3月31日現在)

科 目	年 度 末	科 目	年 度 末
1 資産総額	金4,521,017,706円	二 負債額	
内 1 基本財産	金3,635,420,454円	(一) 固定負債	
2 運用財産	金885,597,252円	1 長期借入金	1口 10,534,000円
2 負債総額	金274,811,053円	2 退職給与引当金	67,052,570円
3 正味財産	金4,246,206,653円	3 長期未払金	7,270,230円
一 資産額		固定負債合計	84,856,800円
(一) 基本財産		(二) 流動負債	
1 土地	29,407.05㎡ 1,639,845,463円	1 短期借入金	6口 7,796,000円
2 建物	16,839.02㎡ 1,851,654,500円	2 未払金	100,919,434円
3 構築物	248点 87,403,585円	3 前受金	71,288,300円
4 教育研究用機器備品	1,586点 23,507,291円	4 預り金	9,950,519円
5 管理用機器備品	267点 2,065,710円	流動負債合計	189,954,253円
6 図書	18,179冊 26,520,858円	負債総額合計	274,811,053円
7 車両	25台 4,423,047円		
基本財産合計	3,635,420,454円		
(二) 運用財産			
1 退職給与引当特定預金:資産	80,000,000円		
2 減価償却引当特定預金:資産	100,000,000円		
3 借地権	2,600.00㎡ 595,560円		
4 電話加入権	49台 3,704,400円		
5 施設利用権	831,662円		
6 固定有価証券	98,431,000円		
7 保証金	180,484円		
8 ソフトウェア	54,450円		
9 預託金	375,630円		
10 現金・預金	449,974,326円		
11 未収入金	148,796,168円		
12 貯蔵品	328,403円		
13 貸付金	1,000,000円		
14 前払金	1,325,169円		
運用財産合計	885,597,252円		
資産総額合計	4,521,017,706円		

上記は、当学校法人の財産目録であることに相違ありません。

令和7年5月29日

埼玉県吉川市保一丁目21番地7  
学校法人ワタナベ学園  
理事長 美入 昌男